

この場合の商標登録出願の日は、国際登録の日である。これは、議定書第4条(1)(a)第1文により、直接に商標登録出願をしたのと同様の保護を与えることになる。

ただし書は、国際登録後に保護を求める締約国を追加する手続である事後指定（領域指定のうちで、事後指定は、国際登録出願とは別に事後的になされる国際登録で未だ指定していない締約国を指定するものである。）の場合には、国際登録簿に事後指定の記録がされた日にされた商標登録出願とみなすこととしているものである。

第2項では、第5条の規定により提出した願書の必須記載事項についての読み替えを定めている。第1項の規定により領域指定を商標法の手続にのせたところ、第5条第1項各号についての事項は、商標登録出願という要式行為の主要事項であるので読み替え規定をおいているものである。

(国際商標登録出願の出願時の特例)

第六十八条の十 前条第一項の規定により商標登録出願とみなされた領域

指定（以下この章において「国際商標登録出願」という。）に係る登録商標（以下この条において「国際登録に基づく登録商標」という。）がその商標登録前の登録商標（国際登録に基づく登録商標を除く。以下この条において「国内登録に基づく登録商標」という。）と同一であり、かつ、国際登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務が国内登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務と重複している場合であつて、国際登録に基づく登録商標に係る商標権者と国内登録に基づく登録商標に係る商標権者が同一であるときは、国際商標登録出願はその重複している範囲については、国内登録に基づく登録商標に係る商標登録出願の日にされていたものとみなす。

2 第六十八条の三十二第三項及び第四項の規定は、前項の国際商標登録出願に準用する。

本条は、議定書第4条の2の規定を受け、国際登録が国内登録に代替した場合（本条第1項において説明する場合を含む）のその国際登録に係る国際商標登録出願時を、代替された国内登録に係る商標登録出願時とみなすものである。

議定書第4条の2に規定する代替の効果について、我が国は国際登録と国内登録は併存するものと解している。これは、代替が生じたときに国内登録を消滅させるとするのではなく、当該国内登録の既得権を害することとなること、議定書上も国際登録と国内登録は併存することを前提としていることによるものである。また、一時的に、国際登録と国内登録が併存することになってしまっても、国際登録による商標権の国際的な一括管理の利益のため、国際登録の名義人は、通常、国内登録に基づく商標権の存続期間の更新登録をしないものと考えられ、併存状態は解消されていくものと考えられる。

同一内容の権利が併存することによる第三者の保護の観点からは、商標掲載公報、商標原簿においてその旨の公示をすることにより対処することとする。

本条は、代替が生じた際に第三者の抵触する商標の権利取得を許す途を残すとすれば、商標権の存続期間の更新登録をしないことにより国際登録に基づく商標権の保護に切り替え一本化していくことができないこととなり、既に述べたような議定書が予定している国際登録による商標権の国際的な一括管理が阻害されることから、国際登録に係る出願の時点を国内登録の出願時とみなすことにして、第三者の抵触する商標登録の取得の途を封じ、商標権者が安心して国際登録に乗り換えることができるようとしたものである。

第1項は、上記の趣旨のもと、その出願時のみなしの条件及び効果を定めたものである。この条件の中、商品・役務の範囲に係る要件（議定書第4条の2(1)(ii)）に関しては、議定書は国内登録に係る商品・役務の全てを国際登録に係る指定商品・指定役務が含んでいるときに適用されるとされていることから、本規定は、議定書の規定よりも国際登録の指定商品・指定役務の範囲が国内登録の範囲より狭い時にも適用する点で緩やかであるが、議定書の規定とは反対の場合についても国内登録と国際登録の対象が重複する場合には、その範囲にお

第11章 企業活動の国際展開に伴う商標保護のための制度整備について

いて特に異なった取扱いをする必要性もないので、このような場合も含めて扱うこととした。

なお、代替は複数の国内の商標登録についても発生し得るが、その場合でも本条の規定の適用がある。

また、権利の移転により本条の条件を満たさなくなった場合の取扱については、譲定書及び商標法上に規定はないが、商標登録が併存している状況が適法に発生しているならば、両者はその後も併存すると考えられる。

第2項は、国内登録が優先権主張（パリ条約の例による優先権主張を含む。）を伴う出願によるものであり、かつ、その主張が認められている場合には、国際登録に係る国際商標登録出願にもその効果を認めるものである。これは、第1項と同様に、第三者の権利取得を封じるために必要だからである。

（出願時の特例）

第六十八条の十一 国際商標登録出願についての第九条第二項の規定の適用については、同項中「商標登録出願と同時」とあるのは、「国際商標登録出願の日から三十日以内」とする。

本条は、第9条第2項の規定について、国際商標登録出願にもその規定を適用するために手続期間の確保を行うための読み替えを行ったものである。

国際商標登録出願に第9条第2項の書面を添付することはできないので、「商標登録出願と同時」ではなく、手続期間として国際商標登録出願の日＝国際登録の日（又は事後指定の日）から30日の猶予期間を認めたものである。

なお、この期間は、直接海外から日本国に商標登録出願してくる者とのバランスを考慮し、かつ、国際登録の日が必ずしも本国官庁に国際登録出願を提出した日にならないことから手続期間を特例として認めたものである。

したがって、通商産業省令へ委任することはせず、本来どおり法定期間として30日を認めることとした。30日としたのは証明する書面の提出期間にあわせたものである。

(出願の分割の特例)

第六十八条の十二 国際商標登録出願については、第十条の規定は、適用しない。

国際商標登録出願については、商標登録出願のように出願の分割をすることができないことから、国際商標登録出願には、適用しない旨規定したものである。

これは、議定書の手続上、領域指定を2以上に分け、かつ、その出願目を本来の国際登録の日（または事後指定の記録の日）とすることができないことにによる。

(出願の変更の特例)

第六十八条の十三 国際商標登録出願については、第十二条及び第六十五条の規定は、適用しない。

本条は、国際商標登録出願については出願の変更ができないことを特例として規定したものである。

国際登録では、その商標の種別（立体・団体・保証・説明・音響など）の変更ができないことから、日本国における通常の出願から団体の出願への変更及びその逆、また、通常の出願から防護標章登録出願に変更することはできない。

なお、第12条に係る出願の変更について規定しなかったのは、国際登録においては「防護」という種別がなく、その領域指定もあり得ないことによる。

したがって、将来、種別が追加されるような場合があるとしても、上記のように国際登録ではその商標の種別の変更ができないことから出願の変更是認められないこととなる。

(出願公開に係る商標公報の掲載事項の特例)

第六十八条の十四 国際商標登録出願についての第十二条の二第二項の規定の適用については、同項第二号中「商標登録出願の番号及び年月日」とあるのは、「国際登録の番号及び国際登録の日(事後指定に係る国際商標登録出願の場合は事後指定の日)」とする。

本条は、国際商標登録出願についての商標公報掲載事項の読み替えを規定する。

国際商標登録出願は、第68条の9第1項において商標登録出願とみなして処理することから、商標登録出願として出願公開（第12条の2）される対象であるところ、商標登録出願の番号を国際商標登録出願には付与せずに、国際登録番号を使用することから読み替えを行ったものである。

この出願公開公報は、国際事務局の発行する公報とは別個に日本国で日本国特許庁が発行するものであり、指定商品又は指定役務について日本語の訳文が付される。（なお、この訳文は参考的な性格のものであり、指定商品又は指定役務の範囲は国際登録簿に記録されたものをもって判断される（第68条の9第2項）。）

（パリ条約等による優先権主張の手続の特例）

第六十八条の十五 国際商標登録出願については、第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第一項から第四項までの規定は、適用しない。

2 国際商標登録出願についての第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の二第三項において準用する同法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「特許出願と同時」とあるのは、「国際商標登録出願の日から二十日以内」とする。

本条は、国際商標登録出願についてのパリ条約による優先権主張とパリ条約等による優先権主張の特例を規定したものである。

第1項は、議定書第4条(2)の規定によりパリ条約第4条Dの規定の手続を要しないで、優先権を享有すると規定されていることから、その趣旨を明らかにした。(なお、パリ条約は、商標とサービスマークを区別しているが、議定書第2条(3)は、標章に両者を含むことを明示していることから、議定書第4条(2)の対象にもサービスマークを含んでいると考えられる。)

第2項は、第13条で準用する特許法第43条の2第2項の優先権を国際商標登録出願で主張する場合に、これらの優先権主張は、本来のパリ条約の優先権主張ではなく、議定書第4条(2)の適用がないことから、パリ条約の原則どおりパリ条約第4条Dを受けた第13条で準用する特許法第43条第1項から第4項の規定を適用することとした。この際、国際商標登録出願と同時に手続を取ることは国際商標登録出願人にとって負担が大きいことから、手続期間の確保のための読み替えを第2項においていたものである。ただし、直接海外から商標登録出願をする者とのバランスを考慮したことは、第68条の11の解説において第9条第2項の特例で述べたところと同様である。

(商標登録出願により生じた権利の特例)

第六十八条の十六 国際商標登録出願についての第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定の適用については、同項中「相続その他的一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのは、「国際事務局」とする。

2 国際商標登録出願については、第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第五項から第七項までの規定は、適用しない。

本条は、国際商標登録出願についての商標登録出願により生じた権利の特例を定めている。

国際商標登録出願についても、我が国における商標登録出願とみなしている関係上、商標登録出願中にその出願により生じた権利の移転ができることになるが、国際商標登録出願は、国際登録に基づくものであり国際登録が国際登録

第11章 企業活動の国際展開に伴う商標保護のための制度整備について

簿の管理によるという性格から、特許庁長官に対する手続ではなく、国際事務局に手続をして国際登録の名義人の変更を行うことが必要となるので、その旨の特例規定をおいたものである。

第1項は、第13条2項で準用する特許法第34条第4項を読み替えている。国際登録の名義人の変更の記録の請求は国際事務局に届け出ることになることから読み替え規定をおいたものである。準用する同第34条第4項が、効力発生要件として規定していることから読み替えて適用したものである。

実際は、国際登録簿の国際登録の名義人の記録の変更があったときに効力が生じるのであるが、同第34条第4項の規定ぶりに合わせて「国際事務局」への届出によりとしたものである。この場合、相続その他の一般承継も国際事務局への届け出により効力が生ずることとした。これは、議定書上、国際登録の名義人の相続等の一般承継という理由による移転であると否とにかかわらず、我が国の権利移転を国際登録の名義人の記録の変更として扱っていることによるものである。

第2項は、第13条第2項において準用している特許法第34条第5項ないし第7項は国際登録出願には適用しないことを規定したものである。第5項を適用しない理由は第1項でも述べたものと同じ理由である。

第6項及び第7項は、国際登録の名義人の変更の記録の請求をする者と国際事務局との間の手続に関する事項であり、商標法に規定する事項ではないことから上記規定については適用しないとしたものである。

(国際登録の名義人の変更に伴う国際商標登録出願の取扱い)

第六十八条の十七 国際登録の名義人の変更により国際登録において指定された商品又は役務の全部又は一部が分割して移転されたときは、国際商標登録出願は、変更後の名義人についてのそれぞれの商標登録出願になつたものとみなす。

本条は、日本国における商標登録出願中において、即ち、国際商標登録出願

の段階で国際登録の名義人が2以上の者に変更された場合（=国際登録が2以上に分かれた場合である）についての規定である。

商標権の設定の登録後は、商標権の移転として扱うことになるが、登録前においては、領域指定が商標登録出願とみなされている（第68条の9第1項）関係上、出願が変更後の名義人の出願として、国際登録の日（または、事後指定の日）にされたものと扱うのが本条の趣旨である。

この場合、移転後の商標登録出願は、それぞれの国際登録に係る国際商標登録出願として扱われることになる。

（補正後の商標についての新出願の特例）

第六十八条の十八 国際商標登録出願については、第十七条の二第一項又は第五十五条の二第三項（第六十条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三の規定は、適用しない。

2 国際商標登録出願については、第十七条の二第二項において準用する意匠法第十七条の四の規定は、適用しない。

本条は、国際商標登録出願については補正後の新出願ができない旨の特例を規定したものである。

商標法では、商標登録出願についてした補正が要旨変更（=商標登録出願時点との出願内容の同一性を害するようなとき）であるときに、その補正是不適法なものとして却下される。このとき要旨変更の補正の内容で新たな出願をしたときは、先の要旨変更に係る補正書を提出した時点に出願されたものとして扱う規定がある（第17条の2において準用する意匠法第17条の3）が、日本国特許庁の審査官又は審判官が国際登録出願についてした補正を却下したときに、領域指定を要旨変更に係る補正書を提出した時点とする新たな領域指定とすることができないという国際登録簿の管理上の性格により規定したものである。

第2項は、補正却下後の新出願をできる期間の延長の規定（第17条の2にお

第11章 企業活動の国際展開に伴う商標保護のための制度整備について
いて準用する意匠法第17条の4)を適用しないことを規定したものである。

(商標権の設定の登録の特例)

第六十八条の十九 国際商標登録出願についての第十八条第二項の規定の適用については、同項中「第四十条第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料の納付があつたときは」とあるのは、「商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは」とする。

2 国際商標登録出願についての第十八条第三項の規定の適用については、同項第二号中「商標登録出願の番号及び年月日」とあるのは「国際登録の番号及び国際登録の日（事後指定に係る国際商標登録出願の場合は事後指定の日）」と、同項第五号中「登録番号及び設定の登録の年月日」とあるのは「国際登録の番号及び設定の登録の年月日」とする。

本条は、国際商標登録出願について、設定の登録の要件の特例について規定したものである。

議定書8条(2)の規定により、国際登録はその登録の前提として、基本料金又は保護を求める締約国の宣言する個別の料金を納付しないと国際登録はされない。

したがって、日本国に領域指定がされた場合はすでに料金が納付されていることから、通常の商標登録出願のように登録料の納付を設定の登録の条件とすることなく、登録をすべき旨の査定又は審決（拒絶査定不服審判（第44条）又はその再審（第57条））があつたときに設定の登録をすることとしたものである。

なお、設定の登録により商標権が発生（第18条第1項）することは通常の商標登録出願と同じである。国際登録による保護は、設定の登録により日本国で確定したことになる。